

さいたま市新庁舎の建設工事に伴う交渉民間事業者等審査委員会
条例をここに公布する。

令和8年 **7** 月 **1** 日

さいたま市長

清水 久人

さいたま市条例第36号

さいたま市新庁舎の建設工事に伴う交渉民間事業者等審査委員会条例 (設置)

第1条 市長の諮問に応じ、公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成17年法律第18号）第18条の規定に基づき、さいたま市新庁舎（さいたま市役所の本庁舎として新たに整備される庁舎をいう。）の建設工事の仕様を確定するための工法、価格等の交渉を行う民間事業者の選定及び当該交渉の妥当性に関する必要な事項について審査するため、さいたま市新庁舎の建設工事に伴う交渉民間事業者等審査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(組織)

第2条 委員会は、委員5人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 市職員
- (3) 前2号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

(任期)

第3条 委員の任期は、第1条に規定する審査を終える日までの間とする。

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集する。

- 2 会議の議長は、委員長をもって充てる。
- 3 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 4 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対し、出席を求めて説明

若しくは意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

6 会議は、公開とする。ただし、委員長が特に必要と認めるときは、委員会に諮って会議を公開しないことができる。

(専門部会)

第6条 委員会は、第1条に規定する審査に係る専門の事項を調査審議させるため、専門部会（以下「部会」という。）を置くことができる。

2 部会は、委員会により付議された事項について調査審議し、その経過及び結果を委員会に報告する。

3 部会は、委員長の指名する委員をもって組織する。

(守秘義務)

第7条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、都市戦略本部において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。